

看護小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能ホーム やかた

利 用 契 約 書

(以下、「利用者」といいます)とコンフォートライフ合同会社が運営する看護小規模多機能ホームやかた(以下、「事業所」といいます)は事業所が利用者に対して行う看護小規模多機能型居宅介護支援サービスについて、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、看護小規模多機能型居宅介護支援サービスを提供し、利用者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1.この契約の契約期間は、令和_____年_____月_____日から利用者の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 2.契約満了日10日前までに、利用者から事業所に対し、文書により契約終了申出がない場合、かつ、利用者が要介護認定更新で要介護者と認定された場合、契約は更新されるものとします。
- 3.本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条(看護小規模多機能型居宅介護支援サービスの内容)

1. 事業所は、小規模多機能型居宅介護支援計画に沿って、利用者に対して①通いサービスを中心として②訪問サービス③訪問看護サービス④宿泊サービス⑤その他電話連絡による見守り等を提供します。また、計画が作成されるまでの間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
2. 事業者が提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの具体的内容、介護保険適用有無については、別紙『重要事項説明書』のとおりです。

第4条(看護小規模多機能型居宅介護サービスの具体的取扱方針)

1. 事業者は、事業所に所属する介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、契約者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
2. 事業者は、契約者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき計画的に行うこととし、契約者が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。
3. 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、機能訓練及び必要な援助を行います。
4. 事業者は、提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
5. 事業者は、契約者の被保険者証に認定審査意見書が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
6. 事業者は、懇切丁寧に看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、契約者に対し、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します
7. 事業者は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
8. 事業者は、契約者が通いサービス及び訪問介護サービス、訪問看護サービスを利用していない日においても可能な限り、電話による見守り等、契約者の居宅における生活を支えるサービスを提供するよう努めます。

第5条(看護小規模多機能型居宅介護支援計画の作成と変更)

事業所は、次に掲げる事項を計画作成担当者に行わせます。

- 1.利用者の心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえ、介護従事者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した計画の作成を行います。
- 2.作成した計画について、利用者及びその家族へ説明と看護小規模多機能居宅介護計画作成後も必要に応じた計画の変更を行います。

第6条(要介護認定の申請に係る援助)

- 1.事業所は、利用者が要介護認定の更新申請が円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2.事業所は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第7条(サービス提供の記録)

- 1.事業所は、小規模多機能型居宅介護支援の提供に関するケース処遇記録を作成し、完結日から2年間保存します。
- 2.利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する1項のケース処遇記録を閲覧できます。
- 3.利用者は、利用者に関する1項のケース処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

第8条(料金)

- 1.利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める料金を月ごとに合計額を支払います。
- 2.事業者から提供を受けるサービスが介護保険適用を受ける場合、契約者は事業者に対し、釜石市発行の「介護保険負担割合証」に記載の負担割合1割若しくは2割若しくは3割の保険料を支払います。
- 3.事業者は、契約者に対し、毎月10日までに、当月のサービスの内容、利用料等を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。請求書には、①契約者が利用した看護小規模多機能型居宅介護サービスにつき、利用回数、利用の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無、②看護小規模多機能型居宅介護の利用料を明示します。
- 4.利用者は当月料金の合計を原則口座引落(毎月15日)、来所支払い又は振込みでお支払支払います。
- 5.事業所は、利用者から料金を受領したときは、利用者に対し領収書を発行します。

第9条(契約の終了)

- 1.利用者は、事業所に対して、1週間の予告期間をおいてこの契約を解除できます。
- 2.次の事由に該当した場合は、事業所は、利用者に対して1週間の予告期間をおいて、この契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1週間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに3週間以内に退院できる見込みがない場合または3週間を経過しても退院できないことが明らかな場合。
- 3.利用者が要介護認定の更新で非該当と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4.入居者又はその家族等から、社会通念上許容される限度を超えるセクハラメント等の行為によって相互の信頼関係が損壊し改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能になった場合
 - 1)身体的暴力～身体的な力を使って危害を及ぼす行為
例)コップを投げつける/蹴られる/唾を吐く
 - 2)精神的暴力～個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
例)大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/理不尽なサービスを要求する/入居者の話を鵜呑みにして一方的に叱る、罵る
 - 3)セクシャルハラメント～意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為

- 例)必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/入浴介助中、あからさまに性的な話をする
 ※ただし、以下の内容は「ハラスメント」に該当しません。
- ・認知症等の病気又は障害の症状として現れた言動
 - ・料金の滞納(不払いの際の言動がハラスメントに該当することがあります)
 - ・苦情の申し立て(苦情の申し立ての際の言動がハラスメントに該当することがあります)

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設等へ入院、入所した場合。
- ② 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合。

第10条(登録契約終了時の援助)

事業所は、登録契約が終了する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が契約終了後に置かれることになる環境等を勘案し、適切な援助をします。

第11条(緊急時の対応)

サービス提供中に契約者の容体の変化等があった場合は事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

第12条(身分証携行義務)

事業者の従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、契約者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第13条(秘密保持)

1. 事業所及び事業従事者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者及び事業者の従業員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者又はその家族の同意を得ることなく、契約者又はその家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 契約者について高齢者虐待防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第7条、第21条1項ないし3項及び6項により守秘義務が免除されるとき。
 - (2) 契約者について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ契約者の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 個人情報保護法第23条1項各号により本人同意なく個人情報の第三者提供が許されるとき。

第14条(賠償責任)

事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条(連絡義務)

事業所は、利用者の健康状態が急変した場合等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な措置を講じます。

第16条(相談・苦情対応)

1. 契約者又はその家族は、提供された看護小規模多機能型居宅介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご契約者相談窓口にて苦情を申し立てることができます。
【名称:看護小規模多機能ホームやかた 担当:小山 TEL:0193-31-3301】
2. 契約者は、介護保険法令に従い、市及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
3. 事業者は、契約者が1項又は2項の苦情申立を行った場合、これを理由として契約者に対して何らの差別待遇もいたしません。
4. 事業者は、契約者から提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスについて契約者又はその家族から苦情申し出がある場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第17条(本契約に定めのない事項)

1. 利用者と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第18条(裁判管轄)

利用者と事業所は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約書で確認する看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を申し込みます。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

事業者

住 所 岩手県釜石市大町第3地割9番地16号

名 称 コンフォートライフ合同会社

看護小規模多機能ホームやかた(事業所番号 0391100054)

代表社員・管理者 松田 宇善 印